



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	東出功教授の「中世イギリスにおける国家と教会」の研究について：業績と解説
Author(s)	佐藤，伊久男
Citation	西洋史論集，3，106-124
Issue Date	2000-03-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37428
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_106-124.pdf



東出功教授の

「中世イギリスにおける国家と教会」

の研究について

——業績と解説——

佐藤 伊久男

はじめに

東出功教授が中世イギリスにおける国家と教会に関する膨大な業績を遺されて忽然と世を去られたのは、昨年（一九九八年）の六月であった。東出氏とは遠隔の地にあつて、互いに日常的に話し合う機会はこのままでほとんどなかったが、私は年齢からいってもほぼ同じ、東出氏の問題意識も研究対象も重なり合うところが少なくなかった。初めて研究会でお会いしたときには、旧知のあいだがらの気持ちであつた。氏が勤務先の北海道大学の機関誌に「国家と教会」に関する本格的な論文を掲載し始めて以降、抜き刷りは欠けることなく贈られてきた。

一九九五年十月八日、東出氏は立命館大学で開催された法制史学会で研究報告を行ったが、それに先だつて主催者側から、私は氏の報告の司会役を依頼されていた。そのこともあつて、事前に氏は長文のレジュメを贈ってくださった。課題は「中世後期イギリスにおける聖職

録——修道会聖職者の在俗聖職祿占有ほか——」であり、氏の研究過程の一環であることは明らかであつた。翌年、九六年三月二九日付け書簡とともに、氏は「史料所見」中世後期イギリスにおけるクレリックス—レーギスの給養」と題するこれまた長大な原稿を送つてこられた。書簡には、『法制史研究』へ投稿します。当初は昨秋の「学会」報告を書き直して投稿するつもりでしたが、私自身の今後の作業にとつてこちらの方が緊急におもわれました・・・とあつたが、これはのちに北海学園大学『人文論集』に掲載された。

東出氏と直接お会いし、親しく話し合つたのは立命館大学での学会が最後であつたが、お互いの交流は上に述べたように変わることなく続いていた。それだけに氏の突然の訃報に接したときは驚きとともに、氏との長きにわたる友好の終止符に落胆した。氏のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

ご生前の氏には、書簡などでつねづね、一巻の書としてこれまでの論文を纏め公刊されてはいかがか、と申し上げてきたが、それについてはご返答をいただいた記憶はない。いまはもはや氏自身に望むべくもない。が、このほど門下生を中心に北海道大学西洋史研究室では、氏の諸論文をCD-ROMに収めるという計画があり、ついてはその「解説」を願いたいという依頼をうけた。はたして東出氏の意に添うような解説が書けるか心もとないが、氏の厳密な史料分析と概念の再構成に少なからずご教示をえてきたものとして、これをお引き受けすることにした。しかしなにもぶんに膨大な業績であり、これをどのよ

うに解説するか、検討に時間を要した。

「解説」にあたつて

「解説」にあたつて、先ず氏の業績全体を、「一 近代への移行期の研究」と「二 国家と教会の相互補完関係の研究」の二部に分け、最後に「三 結び」として東出氏の業績の特質などに触れることにする。なお、一は、業績全体を一括してその意図するところを述べることにした。二は、氏の分析対象の移動に従つて、諸業績をいくつかのグループに編成して、同じく氏の意図するところを述べることにした。いずれにあつても、氏の問題提起と分析手続きおよび結論的展望を中心とし、個々の業績を深く内容に立ち入つて紹介することは行わなかつたし、それは事実上不可能であつた。

*引用論文の頭書に付した【】内の数字は、発表年順に纏められた氏の業績一覧の「著書・研究論文」の番号である。なお引用にさいしては、論文題名のキー・ワードと公表年（文中では【】番号のみ）としたので、フル・タイトルおよび掲載の雑誌・単行本などは前出の業績一覧で確かめられた。また年号は、すべて西暦の下二桁で示した。

*氏の訳語は変更される例が見られるが、筆者（佐藤）は変更後の訳語で統一した。

（例）「大教会」→「大聖堂」；「主任司祭」→「参事会長」。但し 'King's clerk', 「クレリックス＝レーギス (clerics regis)」はすべて「国王書記」。

一 近代への移行期の研究

東出氏の研究のスタートは、一言で言えば、イギリスにおける（近代への移行）に関する最新の研究動向に向けられていた、とみてよいであろう。これは当時のわが国の歴史研究の状況に密接するものであつた。氏はこれをいわゆる社会経済史の領域と国制史の領域の両面から、それぞれ特定の対象に即して、研究史を省みつつ検討したのであつた。

【1】「一三八一年の（ウォット・タイラーの）反乱」（五七年）

【2】・【4】「《フィエフ＝ラント》考」（六一年、六四年）

【6】「二四・一五世紀のイギリス」（七〇年）

【1】は E. A. Kosminsky の系譜を引く R. Hilton の諸論文の分析的な研究で、いわば社会経済史的な領域に属し、わが国では広く知られているものである。【2】・【4】の《フィエフ＝ラント》（氏の訳語は「定期給与知行」とは、土地や官職に代るレーエンとしての「定期金」であつて、その機能は「国際的」な封建的主従関係の設定に用いられるなど、かねてより国制史家に注目されてきた。とくに戦後 M. Sczaniecki, *Essai sur les fiefs-rentes* (1946) の公刊を機にわが国でも《フィエフ＝ラント》に関心が高まつた。やがて Sczaniecki に触れぬ B. Lyon, *From Fief to Indenture, the transition from feudal*

to non-feudal contract in Western Europe (1957) が公けにされるに及んで、中世後期のレーエン制の変質についての理解が著しく深化した。東出氏はこの『フイエフーラント』の機能について、Sozaniecki と Lyon との異なった見解（それは同時に「封建制」理解の相違でもある）を明らかにしつつ、フランス・ドイツ・イギリスの例を視野に収めて詳細に論じた。最近この領域の研究が停滞しているだけに、氏の詳細な研究史的論述はこんにちなおきわめて貴重な意義深いものである。なお【6】は上述の諸論文に基礎づけられた一四・一五世紀のイギリス国制史である。

二 国家と教会との相互補完関係の研究

（はじめに）

東出氏の研究は近代への移行の問題関心からスタートしたと述べたが、その後、重心を国家と教会の相互補完関係の研究に移していくにあたって、この関心は変わることがなかった、とみてよいであろう。それは大局的に言えば前半では「イギリスにおける聖職者官僚から俗人官僚へ」、とくに「国王書記」の通時的な研究であったが、後半では教皇官僚と在イギリス聖職禄の通時の研究に集中している。ところで、中世において国王行政を担う「官僚」が圧倒的に「聖職者」であったこと、そして一四・一五世紀の中世末期から近代初期に近づくにしたがって「俗人」が彼らに代わって登場することはいまさら言うまでもない。しかし氏はこのいわば「常識」を、改めて一連の

公文書の通時的・系統的調査によって問い直すことにより、通説の欠けるところを補いまた誤りを匡し、さらに新たな知見を加えていったのである。こうして「国家と教会の相互補完の関係」の推移を具体的に明らかにすることを目標として、個別の対象が設定され、さらに内的必然性をもって対象を徐々に移動していくが、ひとたび限定された対象については著しく実証的な作業の連続となる。その過程で氏の知見を広めるのに役だった文献についてはこれを徹底的に検討し、しばしば全訳と丁寧な解説を試みている。誠に敬服すべき緻密な仕事である。

各テーマについての問題提起は、史料そのものの引用から開始し、また問題の解決にも史料に語らせるといふ例が多く、従って具体的であるが、そのために一つ一つが長大な論文となった。史料に密着した論述のゆえに結論は慎重であり、また結論は留保して新たな課題を提起するという例は少なくない。対象の移動の内的必然性がここにある。

（対象による諸業績の分類）

さて業績全体を、個別の対象を考慮しつついくつかのグループに編成すると、概ね次のように分類できるであろう。もとより、グループの編成と各グループ内の論文の纏め方（一部重複を含む）等は、すべて筆者（佐藤）の観点にたって行ったものであることをあらかじめお断りする。

- A 中央行政における「国王書記」(King's clerk)
 - B 国王行政における司教——特にその経歴について——
 - C 「聖職者官僚」の給養と養成——王立自由礼拝所について——
 - D 司教補佐とその代行者——聖職禄との関連——
 - E 教皇官僚の身分と役職——「教皇礼拝所司祭」検証のための予備的研究——
 - F 給養財源としての聖職禄
 - G 一五世紀の司教管区の行政
- (通時的調査・研究に使用されている主要な文献・史料。頭書は引用にわたる略記)
- 1 Handbook : F. M. Powicke & E. B. Fryde, ed., *Handbook of British Chronology*, 2nd ed. Royal Historical Society, 1961
 - 2 Tout : T. F. Tout, *Chapters in the Administrative History of Medieval England*, 6 vols. Manchester University Press, 1920-1933. Reprinted, 1967
 - 3 D. N. B. : *Dictionary of National Biography*.
 - 4 CPR (『開封勅許状簿』) : *Calendar of Patent Rolls*.
豊かな情報を有する膨大な通時的公文書として、しばしば体系的調査の対象となれている。国王統治別の巻数(一巻が分冊の例あり)を列記しておく。
 - Henry III, 6 vols. ; Edward I, 4 vols. ; Edward II, 5 vols. ; Edward III, 16 vols. ; Richard II, 6 vols. ; Henry IV, 4 vols.

- ; Henry V, 2 vols. ; Henry VI, 6 vols. ; Edward IV-Henry VI ; Edward IV - Edward V - Richard III ; Henry VII, 2 vols. (* 1).
 - Edward VI, 6 vols. ; Philip & Mary, 4 vols. ; Elizabeth I, 2 vols.
 - (* 1) *Calendar of Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII*, 21 vols., with Addenda, 2 vols. (Henry VIII 統治期の Patent Rolls の該項に関する記事を含むもの)。 CPR, Henry III の最初の 2 巻はラテン語原典であるが、他はすべて現代英語訳による「摘録」(calendar)である。
 - 5 Papal Letters (『教皇命令状簿』) : *Calendar of Entries in the Papal Registers relating to Great Britain and Ireland*. Papal Letters. 13 vols.
 - 6 Petitions (『教皇請願状簿』) : *Calendar of Entries in the Papal Registers relating to Great Britain and Ireland*. Petitions to the Pope. Vol. 1.
 - 7 Fasti (『聖職者名簿』) : John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae, 1300-1541*. 12 vols. University of London, 1962-67.
- 以上は主要なものである。文献はふつふつ Public Record Office から刊行された他の重要な公文書も随時引用されている。

A 中央行政における「国王書記」(King's clerk)

- 【5】「封建制から官僚制へ」(六五年)
- 【8】「King's clerks——二つの試論」(七二年)
- 【9】「中央行政機関の King's clerks」(七三年)
- 【13】「中世後期における国家と教会」(八〇年)
- 【14】「中央行政機関の長官職(一二七二—一四八五)」(八二年)
- 【15】・【16】「King's servants 考」(八四年、八五年)
- 【17】「中世の国家と教会」(八五年)

東出氏の説明によれば「国家と教会」の研究は、論文【5】をもつて方向付けが与えられている。しかしより限定して、氏はまず「King's clerk (clerical regis) とは何か」からはじめられたとみてよいであろう。そしてまず G. P. Cuttino, 'King's Clerks and the Community of the Realm' (*Speculum*, vol. 29, 1954) の論文からその性格の根本を学び取る。結論をのべれば、'King's clerk' (国王書記) という平凡な言葉は、普通名詞としての単なる〈国王の書記〉といったものを指すのではなく、王室の並み居る書記のなかで、国王より直接給養を受ける高級のエリート「官僚」に対して与えられた特定の官職名ないし身分を示す称号である。かれらは聖職者であって、特定の職務とは結びつかない。'King's clerk' 以外のあまたの clerk は、King's clerk の clerk (his clerks) と呼ばれ、彼らは国王にまつてはななく、King's clerk によって給養される。従ってそこには King's clerk を頂点とす

る「書記」の階層性が予想され、また国王を頂点とするパトロネジック関係が当然の前提となるであろう。⁽¹⁾ *以下、筆者(佐藤)は、King's clerk をカギ括弧付きで「国王書記」という。

註

(1) clerk が史料に単独で出現するときは、かれは聖職者であるか俗人であるかは判断としないが、特定の職務と結びついて用いられる場合、例えば、'clerk of the King's works in Denbigh castle' というときは、その clerk は「俗人」であり、中世後期にその数が増加する、という(【13】三頁、【17】二九〇頁参照)。

(1) 「国王書記」の確認できる時代の範囲

この一群の「国王書記」は聖職者こそが国王行政の直接の担い手となっていくが、それではかれらは史料の上でいつ頃から登場し、そしていつ頃姿を消すのか(【8】)。氏の検証によれば、そのはじめは僅かながらも征服王の時代から確認される。先の Cuttino 論文では Edward I および Edward II の時代に対象が限定されているが、「国王書記」の数からみて全盛期と判断されるのは Edward III の治世である。問題はむしろそれが消滅する時期(下限)である。論文【15】・【16】はまさにこの問題に集中している。氏の詳細な史料調査にたつての「仮説」によれば、「国王書記」はチュウダー朝成立以前にほぼ消滅するが、その過渡期として「国王書記にして礼拝所司祭」(King's clerk and chaplain)と云う「職務」の呼称を予想させる聖職者書記が残留する^と。この消滅過程と平行して注目されるのは、「俗人官僚」たる

King's servantの顕著な数的増加という現象である。そしてこのKing's servantもまた、いわゆる普通名詞のような官職保有者一般(officials)を指すのではなく、King's clerk(「国王書記」と同様に、国王直属の身分を表示するものと考えるべきである。この点を論文【16】は十分に説得力をもって、かつ同論文一二二頁の表に示された通時的展望によつて検証した。それはまさしく聖職者官僚の後退から俗人官僚の進出を証明している。

(2)「国王書記」から行政諸部局長官への登用

上述の一群の「国王書記」は、王室および王室から分化した各部局のなかでいかなる役割を担つて登用されたか。中央行政の諸部局とその長官(人名)について、現在、最も信頼されている文献は、*Handbook*であるが、東出氏はそのなかのEnglish Officers of Stateから中世に存在する六つの長官職を取り上げる。すなわちChief Justiciars「王国大法官」[1102-1265]、Stewards of the Household「宮廷府長官」[to 1485]、Keepers of the Wardrobe「納戸庁長官」[1218-1485]、Chancellors and Keepers of the Great Seal「大法官および国印庁長官」[1068-1959]、Keepers of the Privy Seal「王印庁長官」[1307-1959]、Treasurers「財務府長官」[to 1714]。そしてこれら長官職に登用された人物が俗人であるか聖職者であるかを分けて、次に聖職者の場合に彼が過去に「国王書記」の経歴があつたか否かをみる。後者の「国王書記」の経歴有無は*Handbook*には記載がないので、ToutやCPR等で確認する。論文【9】・【13】・【14】・【17】はこの問題を詳細に調査した

ものである。結論のみを取り出すことには、氏の諸労作に対していささか気持ちがおさまらないが、敢えて記せば、俗人の登用が一般的なStewards of the Householdを除き、長官職に就いた聖職者の圧倒的多数は、「国王書記」の経歴を持つてることが判明している。

以上、King's clerkという平凡な名辞がもっている歴史的意味を「国家と教会との相互補完(ないし依存)関係」研究の最初に取り上げたことは、氏のその後の研究にとつて、方法上のみでなく、史料分析のうえでも決定的に重要であつた。

B 国王行政における司教——特にその経歴について——

【10】・【11】“Bishop's connection with the King”(七五年、七六年)
【13】「中世後期の国家と教会」(八〇年)「上記【10】・【11】の解説を含む」

【14】「中央行政機関の長官職」(八二年)
【17】「中世の国家と教会」(八五年)

高位聖職者、特に大司教・司教(以下、司教と一括する)が中世の国王行政の中枢的な地位を占めたことは周知のことであるが、先ず東出氏は司教に任命されるまでの経歴を、特にその人物が国王といかなる関係を有したか、あるいは関係がなかったか、を焦点に一人一人調査する。対象は、Edward I即位からRichard II敗死まで(一二七二—

一四八五)の二一三年間にイングランドの全一七司教座に就いた二四四名(再任等の延べ数は三二二名)である。各時点での司教名は、*Handbook*によつてたしかめられるが、前歴についてはCPRをはじめ他の公文書によらなければならぬ。こうした根気のいる調査によつて、当該期間の全司教のうち、過去に「国王書記」であつたものが全体の約四六・七%と圧倒的に高い比率を占めているという事実を明らかにする。これは国王との直属性とパトロネジが司教への昇任と結びつく可能性を示す。さらに興味深いことであるが、上記二一三年間をほぼ七〇年間隔で三期に分け、司教の任命方式の変遷をみると前期(二一七二―一三三〇)では司教座聖堂参事会による選出(のち教皇の追認)の例が非常に多いのに対して、中期・後期には教皇による直任・転任などの例が多数を占めるという事実である。しかしこれを教皇権の強化と解釈することの危険性を指摘する。国王のもつ司教候補者推薦権がアヴィニオン教皇庁から大分裂時代にかけて強力に作動するからである。以上は論文【10】・【11】・【17】で議論されている論旨の一部の紹介であるが、さらに国王行政の長官職に就いた人物で司教の前歴のあるものを一人一人周到に調査したのが論文【14】である。

C 「聖職者官僚」の給養と養成——王立自由礼拝所について——

【欠番】「一二世紀中葉におけるロンドン聖マルティヌス大教会——

R・H・C・デイヴィス論文の試訳と解説——」『東海大学

札幌教養部彙報』七(八七年)【欠番】としたのは東出氏の

「著書・研究論文」一覧の作成完了後に、筆者(佐藤)が新たに「書評・翻訳・学会発表等」のなかから本論文を移行したためである。」

【18】・【19】・【20】「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政(上)

(中)(下)」(八八年)

【未公刊】『《再説》ロンドン聖マルティヌス大教会——C・N・L・

ブルックの叙述の試訳と解説——」

【21】・【22】・【23】「王立自由礼拝所——J・H・Denton論文——」(八九年、九〇年)

国王から直接に給養を与えられる「国王書記」が、そこから行政諸部局に登用されて国王行政を担っていく事例はすでに周到に実証されたが、つぎに検討されるべき問題は、聖職禄をもって給養される「聖職者官僚」の実体である(もとより、宮廷から出て司教に就任した者はもはや給養の問題はない)。この点で特異な地位をもったのが一群の王立自由礼拝所(Royal Free Chapel)、わけてもロンドン聖マルティヌス大聖堂(College of St Martin-Le-Grand)以下、氏に倣つてSMGと略記)であった。東出氏はかねてよりこの大聖堂に注目されていたが、【欠番】の論文にあるR・H・C・デイヴィスの論考は氏にとって決定的に重要であつたと思われる。

氏の邦訳になるデイヴィス論文によれば、一〇六〇年頃当時ロンドンの市域内に存在した宮廷が市域外のウェストミンスターの新宮殿に移されたとき、旧宮廷のCollegiumの跡地に、ほどなくインゲルリ

クなる国王（エドワード証聖王）礼拝所司祭が新しくCollegeium（共住教会）を建てて自らその聖堂の参事会長となり、また国王行政に参画した。それがSMGの起源である。したがってSMGはその起源からして国王行政と深い関係を持ち、征服後も多くの特権や財産を与えられて、一二世紀には司教裁判権から免属の王立自由礼拝所となる。参事会長は「国王官僚として要職を占め、参事会員の多くは聖職者官僚として国王の大法官府や宮廷財務室にも勤務した。SMGは学校でもあり、本来的に国王官僚の養成機関の性格をもち、……国王宮廷の分庁舎であり、……教会人を官僚として育成する機関であった。」

SMGは一五〇三年七月に、ヘンリ七世によってウェストミンスター修道院に寄進されて、王立自由礼拝所としての歴史を閉じる。上記のデイヴィス論文では、ステイブン王時代（一一三五—一一五四）にほぼ限定してSMGの「特異な地位」を論じた。これに対して東出氏は、論文【18】〜【20】で、SMGの全史を通じて歴代の参事会長四六名の一人一人について、「国王行政に対する関与の実体」を明かにする。実証の手続きは、概ね、上述の「B国王行政における司教」と同じであるが、その過程で、M. Redden (V. C. H. London, vol. 1) やCuttsの先行研究における一部の人名の同定を批判しつつ、新たな知見を提供している。そしてその総括は、論文【20】の一〇—一一頁間の表Deans of the King's Free Chapel of St Martin-le-Grand, Londonに示された。この表は、歴代の各参事会長がその職に就く「以前」か「在任中」か「離任以後」に、いかなる高位聖職（司教補佐・司教・大司教・枢機卿）に、またはいかなる行政長官職（大法官・財務府長

官・王印庁長官・納戸庁長官）に、就いていたか、あるいは登用されていたか、を纏めたものである。この表から先ず第一に、「在任中」に行政長官職に就いているものが、SMG史の後半における二〇人の参事会長のうち九名を数える。これは長官職の給養のあり方を示すものであり、さらに離任後に長官職に就いた四名を加えると、この大聖堂の参事会長職（教会）と行政長官職（国家）との関係は——たとえそこにパトロネジのごとき偶然性が入り込むとしても——きわめて密接であることが明らかである。第二に歴任の順序をみると長官職間の「序列」と、教会の階層序列との対応関係が浮び上がる。そして前出の論文【17】（二八六頁）で明かにした行政長官職・高位聖職の歴任の経路類型とを組み合わせると、行政系列と司教の位置は、（1）大法官—（2）財務府長官—《司教》—（3）王印庁長官—（4）納戸庁長官という「序列の意識」が認められ、また司教補佐職とSMG参事会長職とはほぼ同格とみられる、と。

論旨にやや立ちいってしまったが、このような独創的・実証的な研究はわが国では勿論のこと、諸外国においても寡聞にして見あたらないからであった。さらに上記の論文のすぐあとで、氏は「聖マルティヌス大教会に関する補足的な覚書」（筆者「佐藤」への私信）として、【未公開】の「私家版」を贈ってくださった。これは著名なC. N. L. Brooke, *London 800-1216: the Shaping of a City*. 1972. St Martin le Grandの項(pp. 310-312)を邦訳し、これに詳細な解説を加えたもので、論文【欠番】と共にロンドン聖マルティヌス大聖堂と国王行政の関係を精査した貴重な論考である。さらに、論文【21】・【22】・

【23】はこの大聖堂をも含む一二・一三世紀の「王立自由礼拝所」に関するデントンの著書について、各章を詳細に要約し、これに史料を補足しつつ解説したものである。この著書は、狭義の王立自由礼拝所（付属の聖堂を有し、そこでの司牧権を排他的に持つもの）を対象とし、国王の靈的特権の持続性について検討している。

D 司教補佐とその代行者——聖職禄との関連——

【24】・【25】・【26】「イングランドの司教補佐（一二〇〇—一五四一）」
（九〇年、九一年）

【27】・【28】・【29】「イングランドの司教補佐の代行者委任（一一九八—一四七二）」（九一年、九二年）

はじめに、archidiaconus (archdeacon) に「司教補佐」という訳語を与えたのは東出氏の創意であるが、このことについて特に詳しくは論文【26】三五頁以下の「品級」の項で述べている。確かに「助祭」deacon は「司祭」priest に次ぐ品級であり、従って 'archdeacon' を一般に「助祭長」、「大助祭」と訳す理由はあるのだが、しかしこの職に任用される者はほぼ「司祭」の品級を得ているという事実、また対象とする時代には助祭集団の長という観念は存在しないので「助祭長」という訳語は不適切である。「助祭」が「司祭」の補佐役という通例の意味を尊重すれば、「大助祭」は「筆頭司祭としての司教の補佐役」と受け取ることができる。しかし「助祭」の品級を強調しがち

な「大助祭」という訳語を避けて、実質的に司教の補佐役を端的に表現するうえで、「司教補佐」が適切であろう、というのが氏の主張である。以下では、氏のこの訳語に倣う。

なお、司教座聖堂参事会の「参事会長」(tecanus ; dean) が司教座聖堂の内部の管理・運営という分野で司教を補佐するのにたいして、「司教補佐」(archidiaconus ; archdeacon) は司教座聖堂の外部において、すなわち司教管区内の一定の管轄区(司教補佐管区: archdeaconry)において、各種聖堂や修道院などの教会施設に対する定期的巡察をおこなう義務を持つ他、司教の裁判管轄権や慣習上の賦課徴収権を代行し、その任務を通じて司教を補佐する（【24】二—三頁その他）。

さて、論文「イングランドの司教補佐」の意図は、【24】の冒頭で「司教補佐なるものの実態について、可能な限り広角的に検証」することであると述べているが、取り上げられている論点としては概ね次の三点である。主要な史料は、『聖職者目録』全一二巻である。先ず第一は、司教補佐管区の実態である。王国 (regnum) の区分は、shire → hundred → township であるのに対して、教会 (sacerdotium) の区分は、province → diocese → archdeaconry → rural deanery → parish であった。この両区分について州 (shire) と司教区 (diocese) との関係は多様であるが、それでは州 (shire) は一つの司教補佐管区 (archdeaconry) に、ハンドレドは地方主任司祭管区 (rural deanery) に相当するという概観的な説 (F・バーロウ) は果たして妥当であるかが問われる。具体的に六つの州を取り上げ、それぞれの教会地図 (V.C.H.) を示しつつ、世俗と教会との両管区の関係がいかに多様であ

るかを指摘し、上述のバローウのいうような対応関係の一般化は到底許されないと主張する。なお司教補佐の任務と関連してとくに「免属」(exemption)が議論される(【25】五七頁以下)。

第二は具体的な人物に即して司教補佐職の実態を明かにする。最初に八人の司教補佐を例に取り上げて、彼らの経歴と補佐職の兼任・兼任の状況を史料を示して略述する。そして一三〇〇年から五〇年単位で一五四一年までの同補佐職の兼任状況を個人別に総括する(【25】八二頁以下「第三表」)。さらに司教補佐は他のいかなる聖職と兼任しているか、を具体的に検討する。他の聖職とは、司教座の参事会長・聖歌隊主管・文書主管・会計主管・参事会長補佐・一般参事会員である。また、他のいかなる(高位の)聖職者が司教補佐職を兼任しているか、を見る。他の(高位の)聖職者とは、司教(委託)“in commendam”として一例・枢機卿(その兼職例は司教区別・司教補佐管区別に集計した【25】九四頁以下「第四表」・属司教(いわゆる名義司教を含む、実例を挙示)である。

第三は司教補佐職をその固有の年収から検証する。その総括は、【26】二三頁「第五表」。同補佐職の年収は、最高六〇〇マークのリンカーン司教座の例から一〇マークのサドベリの例まで「極端なまでの差違」がある。なお比較する意味で、参事会長などの年収も示されている(【26】二三頁「第六表」)。

次に【27】～【29】の「司教補佐の代行者委任」は、同補佐がさまざまな理由で、一定期間または終身、みずからの管区内の諸教会施設を定期的に巡回する義務や巡察応接費の徴収などを、代行者に委任す

ることをめぐる研究である。代行者委任は、原則として司教補佐本人または本人とパトロン権者が教皇へ請願し、これに対して教皇から令状により許可されて可能になる。史料は『教皇令状簿』全一二巻(一九八一―一四七一)と『対教皇請願簿』第一巻である。

代行者の委任は、むろん、司教補佐に限られたことではなく、教会のあらゆるレヴェルの聖職者について行われている。ここでは司教補佐に限定して、上記史料の全巻から「代行者委任の情報と分布」を集約しこれを司教補佐管区別に列挙している(【28】一一頁「第一表」・【29】九八頁「第四表」)。その全体の要旨は東出氏自身が行っている(【29】一一九頁以下)が、重要な点は代行者委任の「理由」と、これを請願した司教補佐の「身分」についてである。先ず委任の理由であるが、これには大学での研究・国王や大司教への勤務・高齢・病弱などが記録に明記される例があるけれども、大半は理由が記録されることはない。ここで注目されるのは、司教補佐職に就いている者の「身分」と、すでに検証された聖職兼任の諸事例である。東出氏は、代行者委任の理由として「聖職の兼任を明記したものが皆無」(【27】一一〇頁)であることに注目し、聖職の兼任の場合、代行者委任は記録されるまでもなく自明であったと、説得力のある説明を行っている。アイルランドと対照的であることに注目したい。

最後に、以上との関連で興味ある調査は、代行者委任について教皇より令状を受け取った人物Ⅱ司教補佐の「主君」の分類と件数(人数)である(【26】一一四頁「第五表」)。(例「To X, King's councillor . . .」とあれば、Xなる人物の「主君」は、Kingと判断しよう。)対象は上

述【29】第四表の実数一五四名についてであるが、その結果は「王室」直属が三九名、教皇直属が五八名（うち枢機卿本人二九名、枢機卿を主君とするもの六名）である。これは司教補佐職という聖職禄が、多くは国王・教皇双方の官僚に対する給養財源として利用されていたことを示す。とりわけ枢機卿が遠く隔てたイングランドの司教補佐職を指定されていることを明らかにされたのは、他の聖職禄兼任を調査する手掛かりとしても意義深い。

筆者（佐藤）はかねてより、第三ラテラン公会議および第四ラテラン公会議における聖職兼任 (culturalism) の原則禁止の決議がどの程度遵守されていたか、に関心を持っていたが、東出氏は周到かつ詳細な史料分析によって、その決議が事実上守られていないこと、その歴史的な理由などを明らかにされたのであった。この問題はなお次の諸業績に引き継がれていく。

E 教皇官僚の身分と役職

——「教皇礼拝所司祭」検証のための予備的研究——

【30】・【31】・【33】・【34】「*Calendar of Papal Registers*」における教

皇官僚（九二年、九三年）

【35】「聖職者の教皇・国王への同時両属」（九四年）

【37】「国王直属のクレリックスとカペラーヌス」（九四年）

はじめに、「*Calendar of Papal Registers*」における教皇官僚」なる

これまた長大な論文は、いかなる意図のもとで執筆されているか、氏の序文によって確かめておきたい（【30】一四頁）。いわく、本来の課題は「「教皇礼拝所司祭」の実態検証であり、この「教皇礼拝所司祭」の検証を通じて教皇権とイングランド王権との関係を追跡すること」である、と。

「教皇礼拝所司祭」とは *cappellanus papae*, *papal chaplain* の訳語である。 *cappellanus* といえば、皇帝・国王・封建諸侯の宮廷やその他の施設などの *capella* に直属する例はいくらでも存在する（なお *capella* or *cappella* の概念については【37】八九頁参照）が、ここでは上記の課題のもとで教皇直属の *cappellanus* に限定する。とはいえここでいう「教皇礼拝所司祭」とは教皇の礼拝所付きの司祭という単なる「役職名」ではなく、むしろ「身分」を示す称号であった。というのは「その相当数は現実に教皇庁のしかるべき部署に勤務しており、史料では役職の名称を併記することが少なくない」からである。とすればそもそもこの「教皇礼拝所司祭とは何か」、これを明らかにすることが東出氏の「最終目標」であった。（これはあの「King's clerk」とは何か」を問うたはじめの問題提起を思い起こすに十分である。）筆者（佐藤）は、「教皇礼拝所司祭」の実態を明かにすることが、東出氏の一連の本論文の「最終目標」であった、と述べた。しかし氏はこの目標に到達したのであろうか。長大な論文を読んだかぎり、確かに当該司祭の位置づけについては随所で述べているが、かの King's clerk のときのような集中的な議論は見いだすことができなかった。それには理由があった。

というのは、「教皇礼拝所司祭」の実態を明かにするためには、それとともに併記される教皇官僚の役職名を正確に理解しておかなければ、史料の判読が不可能である」という氏の判断があったからである。そういっわけ「*Calendar of Papal Register*における教皇官僚」の一連の論文および【35】「同時両属」は「教皇礼拝所司祭」研究のための「予備的な作業」にあてられると、氏自ら繰り返し述べることになった。

ところで、種々の役職名を持つ〈教皇官僚〉について、歴史的な系譜と個々の役職の解説として、【30】～【34】（【32】を除く）ではA. Amenieu, A. Villien, E. Magnin, & R. Naz, (ed.), *Dictionnaire de droit canonique* (D. D. C.『教会法事典』, 7 vols. (Paris, 1924-65) が、最大限に利用される。但し役職のすべてが対象となるのではなく、(大ブリテンおよびアイルランド関係分として蒐集され摘録された)『教皇令状簿』一二巻と『対教皇請願簿』一卷に種々の理由で姿を現す人びととその役職に限定される。

調査の順序と対象は、四つに大別される。

第一は、『教会法事典』のローマ教皇庁組織史に従って、役職の対象を確定する。

- 1 Cancellaria Apostolica (聖庁尚書院) —— 〈役職名〉 chancellor (尚書院長官: 一八七一年以降は vice-chancellor 尚書院副長官のみ) ' regent of the chancery (職務代行者)
- 2 Camera Apostolica (聖庁財務院) —— chamberlain (財務院長官) ' chamberlain or cubicular (侍従) ' clerk of the Pa-

pal Camera (財務院書記官)

- 3 Poenitentiaria Apostolica (聖庁内赦院) —— penitentiary (内赦院判事) * : major penitentiary (大判事＝内赦院長官) ' minor penitentiary (小判事)

- 4 Consistorium Papale (教皇諮問会議〔枢機卿会議〕) —— (專屬の官僚はいないが、必要に応じて列席する例として) advocate of the papal consistory (教皇諮問会議弁護士)

- 5 Sacra Romana Rota (ローマ聖庁ロタ法院〔ローマ控訴院: ローマ回転法院〕) —— auditor (聴取判事) *

- 6 Signatura Apostolica (聖庁請願裁決法院〔教皇庁大審院: 使徒座署名院〕) —— referendary (請願検討顧問)

- 7 Secretaria brevium (小勅書秘書局) —— secretary (秘書官)

第二は、上記以外の聖庁内勤務者の人びとと役職である。

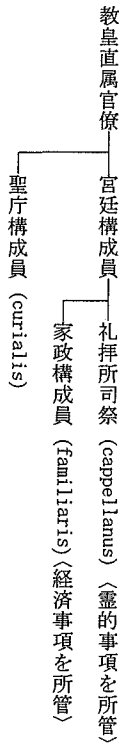
- 1 Papal Abreviator (抄録官)
- 2 Papal Writer (清書官)
- 3 Papal Notary (起草官)
- 4 Papal Nuncio (使節) *
- 5 Papal Collector (徴収官)
- 6 Papal Reciever (受領官)
- 7 Papal Legate (特使)
- 8 Papal Orator (準特使)
- 9 Papal Commissary (委任判事) *

第三は、聖職の品級に由来する役職である。

1 Papal Acolyte (侍祭)

2 Papal Subdeacon (副助祭) *

第四は、教皇座全体からみて区分される二つの構成体のそれぞれに所属する構成員である。それは「役職」名ではないが、史料に「member」(構成員)として姿を現す者である。ここで論文【34】六一頁と六八頁によって教皇に直属する官僚の俯瞰図を示しておく。なお、機関が分化しても官僚は所属を固定化されない。



1 Member of the Papal Court (聖庁構成員 curialis)

2 Member of the Papal Household (家政構成員 familiaris)

以上が東出氏の対象とされた人びと「役職」あるいは「身分」のすべてである。その一つ一つについてある役職あるいは身分と併記された他の役職または身分を綿密に照合しつとときにはその集計を行っている。そのなかでも、「教皇礼拝所司祭」(身分の呼称)と併記されている例がきわめて多い。「役職」には、筆者(佐藤)の判断で*の印を付した。Penitentiary(内赦院判事)・Auditor(聴取判事)・Nuncio(使節)・Commissary(委任判事)・Subdeacon(副助祭)がそれであった。むろん東出氏自身この事実に着目しているが、しかし「教皇礼拝所司祭」(cappellanus Papae)については「後日の検討課題」として、

上述の諸役職の詳細な検討はのための「予備的な調査」とされた。筆者(佐藤)の印象としては「予備的な調査」であっても、それぞれに傾聴すべき多くの重要な知見を含んでいる、と考えている。一例のみ挙げると、論文【33】三三頁以下の「Papal Orator」。これは『教会法事典』(D.C.)の解説では説明がつかないのであって、「準特使」と解釈すべきであるという理由を十全に述べている点を見よ。

論文【35】の「同時両属」は、聖職者のなかで国王直属の「国王書記」(clericus regis)が同時に教皇直属の「教皇礼拝所司祭」(cappellanus papae)となっている例、すなわち聖・俗最高の主君に同時に仕えている例(推定を含めて)を、『教皇令状簿』第一巻(A.D. 1198-1304)および同時代の『開封勅許状簿』から全員抽出する。さらに彼らの併記されている役職ないし身分を集計しているが(同、六九―七二頁)、それによれば上記の「書記」「司祭」の身分を同一の人物が得ているものは、司教座聖堂参事会員より高位のものが主流をなし、後に司教に昇任している者も少なくない。俗人の間では国王による「単一封主專屬制」への強制が進行するなかで、ここでは国王と教皇の双方にとって「同時両属」の有力封臣を持つことの意義(特に外交上の意義)が問われるところであるが、氏は慎重に両属の現象面に集中する。

「同時両属」の検証作業の「副産物」が論文【37】「国王直属のクレリクスとカペラーヌス」である。ここでの史料は、『開封勅許状簿』『密封勅許状簿』(Calendar of the Close Rolls)のヘンリ三世統治の時代に限定される。なお課題では「clericus」・「cappellanus」より

テン語読みで表現されているが、氏の論考を一貫させるために、以下それぞれ「国王書記」(King's clerk)、「国王礼拝所司祭」(略して「国王司祭」King's chaplain—なおChapel Royalについては本論文六九頁以下参照)としたい。九〇頁に近いこの長編の論文については、上記の諸論文と同じように、各節末尾に氏自身の要約がのべられているが、多岐にわたる調査結果のうち「国王書記」と「国王司祭」とを比較した次の論点が重要と思われる。まず検出される数では「国王書記」のほうが「国王司祭」よりも圧倒的に多く、しかも後者は特定の chapel への勤務が明記される例が少なくないのに対して、前者にはそのような例はない。また高位の聖職や主要な官職の占有者は「国王書記」に限られ、「国王司祭」はほぼそこから排除されている。なお同一人が二者を兼ねている例は、僅かに九名にすぎない。

最後に、同じ『開封勅許状簿』のヘンリ三世時代(一二六六—一二七二)とヘンリ七世時代(一四八五—一五〇九)を比較すると、「国王書記」は前者の一二九名から後者の二五名に減少しているのに対して、「国王司祭」は一四名から三三名に、しかも同一人が二者を兼ねる例が九名から二名に増加している。以上の傾向は「国王書記」が次第に「国王司祭」に吸収されていく姿を示すが、しかしこれに加えて俗人たる「国王役人」(King's servant)が顕著に増加することに注意しなければならない(論文【15】・【16】参照)。

F 給養財源としての聖職禄

- 【36】「教皇官僚の給養と在イギリス聖職禄」(九四年)
- 【38】「修道会聖職者の在俗聖職禄占有」(九四年)
- 【39】・【40】「イギリスの聖職禄について」(九五年)
- 【41】「クレリックス・レーギスの給養」(九七年)

前項の「教皇官僚」に関する一連の研究は、東出氏によれば「教皇礼拝所司祭」検証に向けての「予備的作業」である、とのことであった。本項においてもこの意図は引き継がれているが、ここでは一連の聖職禄の諸論文を纏めることにした。論文【36】は氏の研究経過からすれば、いわば余技である。枢機卿およびそれ以外の大陸・イギリス出身の教皇官僚がイギリスに存在する聖職禄を取得している状況を、具体的な事例をもって述べたものである。論文【38】は、その表題に接して筆者(佐藤)がショックを受けた記憶があるものであるが、氏自身も史料のなかで修道会聖職者が在俗聖職禄を占有している事実を発見して「教会法違反ではないか」と疑ったようである。ともあれ、氏は、修道会所属の聖職者(個人)が在俗聖職禄(それも「慣例として在俗聖職者によって保有されるべき司牧付きの聖職禄」)を占有することを教皇によって認可されている個別事例(人名)について、『教皇令状簿』全一二巻(計八二六八頁)から抽出して検討されたのであった。その結果、かかる修道会聖職者の例がはじめて現れるのは一三九五年の三名からである。その七年後の一四〇二年までに五六名に

達する。これは当然ながら修道会聖職者に対する教皇の「恩恵」の授与であるが、在俗聖職者からみれば既得権益の侵害である。しかし前者に対する「恩恵」の授与に先行して、後者にはすでに「複数の司牧聖職禄の兼任」という「恩恵」が広く認可されていた。こうした「恩恵の乱発」は教会法秩序の流動化ないし弛緩であり、これを促したのは教皇の「認可」、より現実的には国王をはじめとするパトロン権者の請願に対する教皇の妥協であった。しかも時はまさに「教会大分裂」のさなかであった。氏はさらに修道会聖職者に対して、「教皇礼拝所司祭」の称号を認可されている者と認可されていないものとに分けて集計し、称号を認可されているものに「恩恵の授与」がより多く認められることを予想しているようであるが、その詳細な調査についてはこれ以上立ち入ることはできない。

上記の論文末尾には(かの *clief = rente* に対応する)「年俸」が聖職禄となっている史実を挙げて在俗聖職禄の多様性を指摘しているが、それとの関連で【39】・【40】は多様な聖職禄に関する「術語の分類・整理」を意図したものである。というのは東出氏にとって「聖職禄関連の術語の分類・整理は、『教皇令状簿』の反復精読を続けるために不可欠であった」(【39】九八頁)ため、という。これは「E 教皇官僚の身分と役職」で述べた『教皇令状簿』に現れる多様な「役職」の丹念な検討と対応する氏の「貫した研究態度である」といえよう。しかし「役職」の例とは異なつて、*beneficiu* (聖職禄)については、説明の精粗はあれ、内外の多くの事典類に見いだされる。実際に氏自身も、*R. Naz (dir. par), Dictionnaire de droit canonique* の

第二巻に掲載の項目 *Bénéfices Ecclésiastiques* を取り上げ、その大項目 *Le regime de droit commun, des origines au Concordat de Vienne (1448)* (執筆者 G. Mollat) の第三節 *« Division de bénéfices »* を整理しているのである(【39】一四五頁以下「付録」)。しかし氏によれば、例えば、本来在俗聖職者が占有すべき「在俗聖職禄」(*seculars*)を、修道会聖職者(*regulars*)が占有することを、教皇自身が認可しているという事実(論文【38】)について、Mollat の説明はない。氏が自ら史料に即して分類・整理の必要性を認識したのはこのためであった。

ところで「聖職禄」の分類方法は上述の「在俗聖職禄」と「修道会聖職禄」との区別のほか、幾通りかあるが(例えば、改正前の一九一七年『カトリック教会法典』第一一四一条参照。以下 *CC* として引用)、氏が問題とするのは、司牧の義務(*cura animarum*)を伴うか、伴わないかによる聖職禄の区別である。そして氏は、司牧を伴わない聖職禄(*simplicia : non curata*)を「一面的聖職禄: 非司牧聖職禄」、司牧を伴う聖職禄(*duplicita : curata*)を「二面的聖職禄: 司牧聖職禄」と呼ぶ。

* なお、この分類は上述 G. Mollat によるが、*CC*, *Can. 1411, 3.* では「定住義務」の有無による区分、即ち *« duplicita seu residentialia »* と *« simplicia seu non residentialia »* の区分が、司牧の有無による区分とは別個に示されている。

論文【39】では、司牧聖職禄について、また【40】では非司牧聖職禄について、それぞれに属する聖職の多様な事例(術語)を『教皇令

状簿』から抽出して、整理している。

まず基本的な認識として、司牧聖職禄（靈魂の救済・秘蹟の授与・悔悛の裁治の義務を伴う聖職禄）と非司牧聖職禄の違いは、前者の複數兼任は原則禁止であつてただ教皇への請願とその特別認可があつてのみ可能となる。後者は前者との兼任、あるいは後者の複數兼任の場合教皇への請願は必要ない。さて【39】では先ず一四七〇年教皇パウルス二世がオクスファード・オールソウルズ寮長ジョンに發給された令状を引き合いにだして、そこに現れた（「前文」部分 [Dudum siquidem...] の）聖職禄関連の術語と、（「主文」部分 [dispensation] の）聖堂区関係の司牧聖職禄とにわけて検討する。その間にこの令状の背景をなすと考えられる教皇ヨハネス二世の「制定法」（教令）「Execrabilis」（1317）を取り上げ、とくに複數聖職禄の兼任可否の文言について、上述の令状と比較検討する。【40】では非司牧聖職禄の事例が順次史料に即して検討される。先ず司教座における四つの「要職参事会員」、すなわち参事会長・聖歌隊主管・文書主管・財務主管は概して司牧聖職禄であるが、にもかかわらず非司牧の例も少なからず見られること、また「参事会員」にのみ用いられる「プラエベンダ」と称される聖職禄は、ほぼ非司牧聖職禄であること、さらに「礼拝堂」、「施療院」、「大学」も非司牧の例にはいることなどを検証している。

聖職禄はいうまでもなく給養の財源であるが、論文【41】はかつて氏が集中的に検討された「国王書記」について、これを給養の面からあらためて全体的に「集約」を行ったものである。但し、対象はリ

チャード二世治世のうち一三九一年から廃位される一三九九年までの九年間、史料は同王の『開封勅許状簿』第六卷・第七卷、計一三三〇頁である。対象となる聖職禄の存在する施設は、司教座・在俗参事会聖堂 (collegium : ecclesia collegiata) ・自由礼拝所および施療院・聖堂区聖堂（これに年俸聖職禄が独立して取り上げられる）である。そして各施設の授与された聖職禄を聖職別に配列して、これを与えられた「国王書記」の数（その身分が確定されない「書記」の数とともに）が集計される。そのさいその授与が「贈与」(grant = dedimus et concessimus) によるか「推薦」(praesentamus) によるかが区別される。各集計表をたどってみると、「一般の参事会員」(Canon or Prebendary) の「贈与」と「聖堂区聖堂の司祭職」(Parsonage or Rectory) の「推薦」の数が突出していることが明かである。但し後者は「国王書記」という身分が確認されていない者の数が、「国王書記」の数の五倍を越えているが。ここで氏の主張を引用しておきたい。「官僚の給養には、常に相応の財源を必要とする。聖職者官僚への依存とは、とりわけ【「国王書記」】への依存であつた。Cへの依存とは給養財源からすれば教会への依存であり、露骨にいえば教会への寄生である。国王にとつて教会への寄生が可能であつたのは、・・・Cの聖職禄に関して事実上の人事権を行使しえたからである」（三四—三五頁）。本論文で検証の対象としたのはリチャード二世治世最後の九年間であつたが、その直ぐ次の世紀から財務府を中心に「官僚の俗人化」が始まる。あえてこの九年間を選んだのは「Cの給養の実態を聖職者の絶対的優位の最終局面で見届けるため」（四二頁）であつた。

G 一五世紀の司教管区の行政

【42】・【43】「一五世紀イングランドにおける司教管区の行政

——R. L. Storeyの所説の紹介と解説——」(上)(下)(九八年)

東出氏最後の業績である。これは R. L. Storey, *Diocesan Administration in Fifteenth-Century England*. 1959. Second edition, 1972, reprinted 1981. York の第二版(改訂増補版)の邦訳と訳者による詳細な訳注および解説である。もともと本書は、高い評価をもちかつ東出氏自身にとっても「教科書であり指南書」であった A. Hamilton Thompson, *The English Clergy and Their Organization in the Later Middle Ages*. Oxford 1947. における「空白部分」の検討を深めるためのものであった、という。初版(一九五九)は三節からなっていたが、第二版ではそれにもう一節加えて全四節となっている(全体で三三頁)。原典の各節には表題が付けられていないが、東出氏はその内容から、第一節 司教管区の行政機構——司教家政からの独立傾向、第二節 司教の管区行政——主要な役職の概観、第三節 幹部官僚の人事——栄達の条件、第四節 受難の一五世紀——教会裁判権とその環境、という表題を付ける。のみならず各節をさらに細分して一種の小見出しを与えている。

筆者(佐藤)は、本論文によつてはじめてストーリのこの著書および内容の詳細を知り得たが、イギリス宗教改革直前のチュウダー朝成立にいたる時代の教会行政と国王政府の対教会政策の展開(特に第二

版で加えられた第四節、氏の論文(下)については、貴重な知見を与えられた。氏の問題関心に即していえば、それは教会内部における役職の「俗人化」の進行とそれと平行して進む政府官職の俗人化が、最終的に「国家・教会の相互依存関係の弛緩・解消の過程」を明かにするものであった。

本論文の巻末には、「訳注」を補う《覚書》が三点付けられているが、特にその最初の「いわゆる『大きな呪い』(the Great Curse)について」は、氏が直接著者に教えを乞うたその回答を詳細に史料によつてあとづけたものである。即ち、一二一五年のラテラノ公会議決議第三条(異端の信奉者について)の「破門」の規定がイギリスにおいてどのように「改訂」されてきたか、その過程を Powicke & Cheney, ed., *Councils and Synods of the Church of England* から年代を追って引き出し、検討を加えていったのである。これもまた貴重な業績である。

本論文の(下)は末尾に(脱稿:一九九七年六月。投稿:一九九八年一月。)とある。誠に万感胸に迫る想いである。すでに氏の身体には病が容赦なく蝕んでいたことであろう。これが『人文論集』に掲載され公刊されたのは、氏の没後のことであつた。

三 東出功教授の業績を省みる——結びにかえて——

東出功教授の「業績と解説」を書き始めて、四三篇・全一七七八頁の膨大な論文を改めて読み返し、ある論文はこれを初めて読み、そして書き終えて、これで「解説」したとは到底言えないことは、筆者(佐藤)自身が最もよく知っているが、故東出教授並びに読者諸賢にはこ

諒解を頂くほかはない。

最後に同教授の業績全体について一・二の点を述べておきたい。なお論文の他、「書評」など一〇篇余を遺されているが、後者については一切触れることはできなかった（また「著者・研究論文」の【3】と【7】は、取り上げなかった）。

第一に。氏は変化の学としての歴史学を、一連の通時的な公文書に密着し精読して、追求していった。むろん、氏の「積年の課題」である国家と教会の相互補完ないし相互依存の関係を対象としてである。この研究対象がヨーロッパのいかなる国の国制史研究にとつても欠かすことのできない領域であることは改めて述べる必要はない。ただこれを通時的に検討できるか否かは史料の存在状況に左右される。

Calendar of Patent Rolls（『開封勅許状簿』）と *Calendar of Papal Registers*（『教皇令状簿』）は氏にとつて通時的・系統的史料の二つの柱となった。前者は政府の大法官府から、後者は教皇庁から、それぞれ発給された多種多様の特許状ないし令状の摘録の年次的・長期的集積であるが、氏の指摘されるように、欧米の先学ではこれらは断片的に利用されるにすぎなかった（氏のいう「情報の場合たりのな」つまり食い“一”あるいは「断片抽出的利用法」、【29】一三二頁・【34】七三頁）。氏は、しかし、それらに集積されている豊富な情報を、例えば人物とその身分あるいは役職を示す「国王書記」や「司教補佐」やその「代行者」など、通時的に追跡しうる価値を持つものとして、徹底して尊重したのであった。こうした研究は、以上から明かなように、わが国ではもとより、欧米でも探し求めることはできない。

だが、筆者（佐藤）にはどうしても理解できないことがあった。それは二つの *Calendars* に限つても（用いられているのはこの二つに限らないが）、その膨大な「情報量」全体からいかにして特定の対象を漏れなく抽出し得たのか、という疑問である。折りにふれて「索引」によれば、という「抽出の方法」を述べることもある。また「摘録」の冒頭に「Grant」とか「Praesentamus」という言葉があるから抽出し易い、といった「抽出の方法」を述べることもある。しかし、そのような方法であの大量の情報量をくまなく処理できるとは到底思われない。パソコンの利用であろうとは想像するだけであるが、もしもそうであるとすれば、いかに利用したのか、遂に氏に問う機会を逸した。

第二に。氏は、「常識」・「通説」・「学説」に対して、徹底して懐疑的、というよりも挑戦的でした。確かに氏は、特に教会関係におけるその煩雑なまでの術語などについては、知るところがあまりに少ないので、例えば『教皇令状簿』をとつても正確に読むには「予備知識」が必要であった、従つて他の研究者には無用と思われる初歩的なことにも、自ら納得するためにこうした（史料所見）を行うのだ、と随所に述べられている。筆者（佐藤）であれば、理解しがたい術語などについては先ずもって信頼のできる事典類を探索するであろう。むろん氏もそれは行っている、がしかし「事典水準・概説水準の情報では不十分であることが判明した。残された手段は、史料それ自体しかない」（【30】三頁、他）。こうして、例えば「聴取判事」（*Papal auditor*）一つにしても「手もとの史料から最大限に用例を引き出し、その多様な文脈の中で筆者なりの「聴取判事“像”を模索せざるをえない」（同

書同頁)というのである。そして調査対象の術語などをめぐって、史料の博引傍証となる。そこでは事典的説明の修正すら要求している。いま引用したなかに「多様な文脈の中で」という文言がある。それは氏の別の言葉でいえば、「可能な限り広角的に検証」(26)四五頁、他)することであつた。ということは、「多様な実態を可能な限り多様なもの」としてみることもあつた。こうした一貫した研究態度は、氏の史料に対する徹底した取り組みに基づくものであつた。反面、東出氏は氏の研究領域に関する個別の実証的研究の成果に対しては、眼光紙背に徹するまでに検討を加え、ときに邦訳して自ら史料を補いつつ注釈をおこなっている。これが「広角的に検証」することと表裏一体であることは、すでにみた通りである(C官僚の給養と養成、G司教管区の行政)。

以上、東出教授の業績についてその特質の一端を述べた。教授の希求するところは、こうした史料による〈所見〉がわが国の西洋史学界に「共有」されることであり、またかかる研究および研究方法の後進研究者による「継承」であつた、と想われる(「私の研究テーマ 中世イギリスの国家と教会——末端科学の立場から——」、北海学園大学人文学部『人文フォーラム』八、九八年三月二〇日発行)。筆者(佐藤)は、研究方法に少なからず啓発されてきたし、その「継承」は大いに望むところである。そしてそのためにも教授の業績が多くの研究者によつて「共有」されることが大事であらうと確信して、この拙い「解説」をおわることにした。